

平成 24 年 7 月 20 日

宮 城 県

提案する各項目の背景・必要性について

(1) 防災集団移転促進事業の推進のための特例（土木部建築宅地課）

提案内容	防災集団移転促進事業の移転先の土地売却について、無条件に 5,000 万円の譲渡所得の特別控除を適用する特例を求める。
必要性・背景	・防災集団移転促進事業では、移転先の団地規模が 50 戸以上で、都市計画事業に準ずる事業として行う一団地の住宅施設として都道府県知事が証明した場合、譲渡所得の 5,000 万円控除が適用されるが、50 戸未満の場合は適用されない。 ・防災集団移転促進事業は極めて公共性が高く、その移転先は各市町が総合的に今後のまちづくりを検討した結果選定されたものであり、土地収用事業に極めて近い事業であることから、当該事業で土地収用事業と同等の 5,000 万円の特別控除を無条件で認めるよう当該特例を求める。
データ等	・県内の防災集団移転促進事業地区数：200 地区 ・団地規模が 50 戸未満の地区数：151 地区 ・上記 151 地区のうち、譲渡所得が 2,000 万円を超えると見込まれる土地売買契約件数：仙台市で 32 件、亘理町で 1 件

(2) 45 フィートコンテナ利用推進のための特例（土木部港湾課）

提案内容	①輸送路線の質的改良（交差点改良等）の補助枠等の確保、輸送車両購入・コンテナ船の新造・改造に対する補助制度の拡充等の特例 ②45ft コンテナ輸送車の県内高速道路通行料金の一定割合の助成措置 ③シャーシ、コンテナ船などの輸送設備に係る特別償却又は税額控除の特例
必要性・背景	・45ft コンテナは、現在主流となっている 40ft コンテナと比べ、容積が 27%（40ft 背高コンテナでは 13%）多く、物流コストの削減が期待できる。 ・仙台塩釜港を利用している被災企業への普及を促進し、復興促進を図るため、当該特例を求める。

(3) 保育サービスの確保のための特例（保健福祉部子育て支援課）

提案内容	沿岸被災地において、良好な「保育の場」を早期に確保するため、都道府県及び市町村が補助可能な保育所設置主体に、学校法人、株式会社、NPO 法人等を追加する特例
背景・必要性	・震災により 135 ヲ所（仙台市含む、軽微なものを除く）の保育所が被災し、24 ヲ所の復旧は平成 25 年度以降となる見通しである。24 ヲ所の保育所（へき地保育所含む）のすべてが、市町村立の保育所となっており、整備が完了するまでには、相当な期間を要する状況となっている。 ・現在は、保育所を運営する市町村においては、代替保育（仮設等の代替施設や他の保育所受け入れによる保育）による応急措置的な保育サービスにより急場をしのいでおり、児童や職員にとって好ましい環境の中で保育が継続されている状況ではない。 ・認可保育所については、様々な設置主体（学校法人、株式会社、NPO 法人等）が、国、県、市町村から運営費の助成を受けているが、施設整備については、補助対象が社会福祉法人等に限定されている。 ・被災の大きい石巻市、気仙沼市、南三陸町等の学校法人、株式会社、NPO 法人等が、子どもにとって良好な「保育の場」の早期確保に向け、保育所整備について具体的な検討をしているが、いずれも、補助対象となる社会福祉法人等ではないため、財政支援を受けられないことが課題となっている。 ・保育事業に参入可能なすべての事業者への補助が可能となることにより、児童や職員にとって適切な保育の場が早期に確保され、被災地からの子育て世帯の流出を防ぐことにつながることから、当該特例を求める。

（４）復興特区における税制上の特例措置の期間の延長，適用要件の緩和（経済商工観光部産業立地推進課）

提案内容	被災地における産業集積を促進するため，復興特区における税制上の特例措置の期間の延長，適用要件の緩和を求める。 ①復興特区法第 37 条から第 40 条の特例に係る震災特例法第 17 条の 2，第 17 条の 3，第 17 条の 5 及び第 18 条の 3 に規定する特例を受けるための指定の期限を 5 年間延長（平成 28 年 3 月末→平成 33 年 3 月末） ②復興特区法第 40 条の特例（新規立地促進税制）について （ア）再投資準備金として積み立てた金額を損金の額に算入する適用年度を 5 年間延長（現行：5 年→10 年）【震災特例法第 18 条の 3 第 2 項】 （イ）沿岸市町の特定復興産業集積区域以外に事業所を有する場合でも，適用除外とならないよう要件を緩和【震災特例法第 18 条の 3 第 2 項第 4 号】
必要性・背景	・震災により雇用に至大な被害を受けた沿岸地域では，地盤が沈下しているが，盛土・防潮堤工事による安全な事業用地の造成が進んでおらず，企業の再建や新たな投資ができない状況にある。このため，事業用地の造成が進んでいない沿岸地域において，復興特区法の目指す産業集積が十分に図られるよう，指定期限の延長を求めるもの。 ・復興特区法第 40 条の特例は，法人税が実質 5 年間無税化されるという復興特区の目玉となる特例であり，様々な企業から問い合わせがあるが，現行の制度では，再投資準備金として積み立てた金額を損金の額に算入する適用年度が 5 年と規定されているため，黒字化に 2～3 年かかる投資案件の場合には，投資企業にとってさほどメリットがない。 ・沿岸市町の特定復興産業集積区域外に事業所を有した場合は，特例を受けられなくなるため，再投資が難しいと考えられてしまう恐れがある。